

奥州市監査委員告示第1号

令和4年奥州市監査委員告示第20号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により奥州市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月25日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査実施日

予備監査 令和4年11月10日、11日及び14日

本監査 令和4年11月15日

2 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
健康こども部 健康増進課	支出事務において、委託料の支出負担行為を2,079,000円とすべきところ、消費税及び地方消費税の額189,000円を含めずに行っていたものが1件 1,890,000円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	消費税抜きの金額で支出負担行為をしていたため、消費税込みの金額に訂正しました。 今後は関係例規を遵守し適正に事務処理します。